

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 8 月 30 日現在

機関番号：34419

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01322

研究課題名(和文) 国際法における多元主義の理論とその展開 国連安保理の制裁と人権規範の相克

研究課題名(英文) Theory of Pluralism and its Development in International Law: Contestation between UN Security Council Sanctions and Human Rights Norms

研究代表者

加藤 陽 (Kato, Akira)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：90584045

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：冷戦の終了により国連、欧州連合など国際条約に基づく様々な法秩序が活性化し、国際関係における法の支配の実現が期待されたが、他方で、各法秩序はそれぞれの価値や原理に基づき機能するため、それらの中で深刻な衝突が発生するようになった。本研究は、かかる抵触状況に対応するための諸理論を、国際憲法論、立憲的多元主義、強度の多元主義に大別し、とりわけ、最後の立場に属するラディカル多元主義の意義を示した。かかる検討のための実践例として、個人を対象とする国連の制裁と人権法の抵触に関する諸事例をとりあげた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際法のフラグメンテーションに対する理論的対応として、これまでの国際法学においてはグローバル立憲主義が主流的立場であったが、本研究の検討により、平和維持と人権という分野に限っては、多元主義という代替的立場の意義が示された。さらに、本研究が扱った国連安保理の制裁と人権法の抵触に関する諸判例と、それにともなう安保理の手続改革は、国際テロリズムの規制という実践的文脈からも極めて重要な事例であるため、本研究の成果はかかる領域における法的・政策的な意義を有する。

研究成果の概要(英文)：With the end of the Cold War, many treaty regimes, such as UN and EU, has been active, and this is expected to realize the rule of law in international relations. On the other hand, because of their own particular values and principles, there have arisen serious conflicts between them. This research broadly divides theories of such conflicts into three positions (international constitutionalism, constitutional pluralism and strong pluralism), and submits the significance of pluralist thought in adjustment and settlement of conflicting regimes. For considering these theories, this research examines as case studies the conflicts between UN Security Council sanctions and human rights law.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法 多元主義 立憲主義 国際連合 安全保障理事会 制裁 人権法

1. 研究開始当初の背景

(1) 様々な法秩序の活性化

冷戦の終了により国連、世界貿易機関(WTO)、欧州連合(EU)など国際条約に基づく様々な法秩序が活性化し、国際関係における法の支配の実現が期待された。かかる現象は、国際関係の法化(legalization)とも呼ばれた。他方で、各法秩序は、国際平和の維持、国際経済関係の発展などそれぞれの価値や原理に基づき機能するため、それらの間で深刻な衝突が発生するようになり、国際法のフラグメンテーション(fragmentation of international law)が危惧されるようになった。

(2) 国連制裁と人権法の相克

かかる現象のもっとも典型的な例とみなしうるのが、国連の制裁と人権法の対立である。国連安保理の制裁は元来、国家間の紛争や戦争を主な対象に構想されたものであったが、国際テロリズムの脅威などの安全保障環境の変化により、安保理の措置の効果が直接的に個人におよぶ事例が著しく増加してきた。たとえば、安保理が国際テロの関係者、あるいは紛争における重要人物とされる個人の名前をリストアップし、それらに対する資産凍結、渡航禁止などを加盟国に命じる非軍事的制裁があげられる。しかし、国連において制裁対象となった個人に対する適切な救済手段がないなどの理由で、EU法、国際人権諸条約、各国国内法における人権規範と国連制裁の抵触が争われた。

2. 研究の目的

以上のような問題状況に対応するため、国際法学においてこれまで有力に主張されてきたのが、グローバル立憲主義または国際立憲主義である。その理論内容は論者によって様々ではあるが、基本的には、国内的文脈で発展してきた立憲主義の概念を国際関係に移入し、人権や法の支配といった諸要素により、秩序全体の一体性を担保し、法秩序の間の対立・抵触の解決をはかる立場である。しかし、グローバル化が進む現代国際社会において、ますます価値は多様になっており、さらに様々なアクターの利益が依然として厳しく対立している。こうした現状で、共通規範による対立の調整は果たして可能であろうか。

そこで、本研究は、グローバル立憲主義を批判し、法秩序の間における抵触の解決や調整のための理論的枠組みを示す多元主義の理論内容とその意義を検討した。理論的な内容と妥当性の検討のための具体例として、上記の国連の制裁と人権法の対立を取り上げた。

3. 研究の方法

(1) 理論的側面

フラグメンテーションをめぐる理論的な議論状況について、立憲主義、多元主義の諸概念を主張する議論は様々であり、やや思い切っていえば、混沌とした状況にある。そこで、本研究はまず、諸理論を3つに大別した。

国際憲法論

第1の理論である国際憲法論は、国連憲章を国際社会の憲法と位置付け、国連憲章が設定する法的階層性により、国際法のフラグメンテーションの克服を主張するものである。その理論的基礎としては、国連憲章に基く義務が他の国際協定に基く義務に優先すると規定する国連憲章第103条や、国連安保理の広範な強制的権限の行使があげられる。これを主張する論者としては、たとえば、Bardo Fassbender, *The United Nations Charter as the Constitution of the International Community* (Martinus Nijhoff Publishers, 2009)や、Rudolf Bernhardt, "Article 103," in Bruno Simma (ed.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Vol. 2 (2 ed., Oxford University Press, 2002)などがあげられる。

立憲的多元主義

第2の理論である立憲的多元主義は、国際憲法論の主張する法の階層性を否定し、それぞれの法秩序の自律性を認めるという意味では多元主義的要素を導入しつつも、他方で、自律性をもつそれら法秩序の間を架橋し、それらの間の抵触を調整ないし解決する規範を立憲主義に基づき設定する点で立憲主義的要素をもつ。いわば、立憲主義と多元主義の折衷的立場である。このような理論を主張するものとして、Mattias Kumm, "The Cosmopolitan Turn in Constitutionalism: On the Relationship between Constitutionalism in and beyond the State," in Jeffrey L. Dunoff and Joel P. Trachtman (eds.), *Ruling the World? Constitutionalism, International Law, and Global Governance* (Cambridge University Press, 2009)、Gráinne de Búrca, "The European Court of Justice and the International Legal

Order after *Kadi*,” *Harvard International Law Journal*, Vol. 51 (2010)などがあげられる。

強度の多元主義

この立場は、国際憲法論の主張する法の階層性は採用せず、さらに、立憲的多元主義の架橋規範も認めない。むしろ、諸法秩序の自律性を全面的に承認し、グローバル法空間全体の統一性について消極的な理論を主張する。このような理論としては、ルーマンのシステム論に依拠する Andreas Fischer-Lescano and Gunther Teubner, “Regime-Collisions: The Vain Search for Legal Unity in the Fragmentation of Global Law,” *Michigan Journal of International Law*, Vol. 25 (2004)や、様々な政治理論に依拠し、コスモポリタン多元主義を主張する Paul Schiff Berman, *Global Legal Pluralism: A Jurisprudence of Law beyond Borders* (Cambridge University Press, 2012) などがあるが、とくに、その中でも多元主義における秩序の動態性を強調するラディカル多元主義の立場をとる Nico Krisch, *Beyond Constitutionalism: The Pluralist Structure of Postnational Law* (Oxford University Press, 2010)が注目される。

これによれば、多様性に満ちている現代の国際社会において立憲主義は特定の価値を強制する手段になりかねないとして、諸法秩序の関係に対する法規範の拘束を弱め、「開放性」の維持を主張する。変わりゆくグローバル社会に対する法の諸制度の適応を促進することにより緊張を緩和し、調整と妥協を繰り返す漸進主義 (incrementalism) による、法秩序間の抵触への対応を主張する。すなわち、抵触に対する法的アプローチではなく、政治的アプローチである。

(2) 実証的側面

諸理論を以上の通り3つに分類した上で、それぞれを導入したと考えられる諸事例・判例を理論的視座から分析することにより、諸理論の妥当性の分析と検討を行った。

まず国際憲法論的な手法を採用した判例としては、EU第1審裁判所の *Kadi I* 事件判決、欧州人権裁判所の *Behrami* 事件判決があるが、これらも無条件で国連憲章の優先を承認しているわけではないし、後続の自由権規約委員会の *Sayadi* 事件見解、カナダ連邦裁判所の *Abdelrazik* 事件判決では、国連憲章の優先は認められなかった。

他方で、国連憲章の優先を否定、ないし回避しつつ、人権法に依拠してグローバル法空間の統合を試みる判例として、欧州人権裁判所の *Nada* 事件判決、*Al-Dulimi* 事件判決などがあり、こうした諸判例は立憲的多元主義が主張する人権適合的解釈を導入したものと考えられる。しかし、英国最高裁の *Serdar Mohammed* 事件判決は、依拠すべき人権法の内部においても相克があるという問題点を浮き彫りにした。

最後に、強度の多元主義、とりわけラディカル多元主義に依拠していると考えられる欧州司法裁判所 *Kadi I* 事件判決とそれに対する国連安保理の対応が重要である。同判決は、EU法の自律性を強調しつつ、EU基本権に基づき判断を下し、安保理の制裁手続を批判したものであるが、これに対して安保理も一定の対応をみせた。とりわけ、安保理決議1904は、制裁対象リストに掲載された個人からの請願を直接受け付けるオンブズパーソンをその補助機関として設置し、その後も、EUの関連判決に対応する形で、当該プロセスの改革が進められた。これは、政治的プロセスによる漸進的かつ動態的な法の発展を主張するラディカル多元主義の実践的意義を示すものとして理解することができる。

4. 研究成果

本研究は、平和と人権の対立という分野に限定して検討したものであり、その成果を国際法一般に広げることにはできないが、少なくとも検討の範囲においては強度の多元主義、とりわけラディカル多元主義の意義を示した。この研究の主要部分は単著『多元主義の国際法 国連法と人権法の交錯』(信山社、2022年)として公刊することができた。また、関連判例の分析を行った論文を、浅田正彦ほか編集『現代国際法の潮流Ⅰ 総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙』(東信堂、2020年)に掲載した。さらに、上記単著は、第55回安達峰一郎記念賞(公益財団法人 安達峰一郎記念財団)を受賞した。

もっとも、本研究が示した多元主義論は、法秩序の間の相互作用を理論的かつ実証的に解明することはできたが、その規範的枠組みを十分に示せていない。今後はこの点についてさらに検討を進めていくことが必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 加藤 陽	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 415
3. 書名 多元主義の国際法 国連法と人権法の交錯	

1. 著者名 浅田正彦、桐山孝信、徳川信治、西村智朗、樋口一彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 509
3. 書名 現代国際法の潮流 総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------